

第5回 北九州市行財政改革調査会

日時 平成24年11月7日(水)14:00～16:00

場所 小倉リーセントホテル(1階:ガーデンホール)

次 第

1 議 事

「公共施設のマネジメント」について

(1) 北九州市の公共施設の現状について

(2) 「公共施設のマネジメント」の論点整理について

北九州市の公共施設の現状（概要版）

I 総論

【総量抑制】

1 現状

(1) 保有状況

- ・本市は約 1,800 施設、延床面積合計で約 532 万㎡の公共施設を保有している。
- ・保有施設の多くは、昭和 40 年代中盤から、50 年代後半にかけて整備されており、今後、大規模改修や建替を必要とする施設が多数発生することが想定される。

(2) 将来更新コスト予想

- ・市営住宅、学校等の公共施設（建築物）及び道路、橋りょうのインフラについて、現在と同等の保有量を維持しようとした場合、今後 40 年間で、合計約 1 兆 6,500 億円、年平均 413 億円の更新費用が発生する。
- ・このうち、公共施設については、約 1 兆 1,800 億円であり、年平均約 295 億円の更新費用が発生し、近年の公共施設に係る投資的経費の水準を踏まえると、相当の財源不足が懸念される。

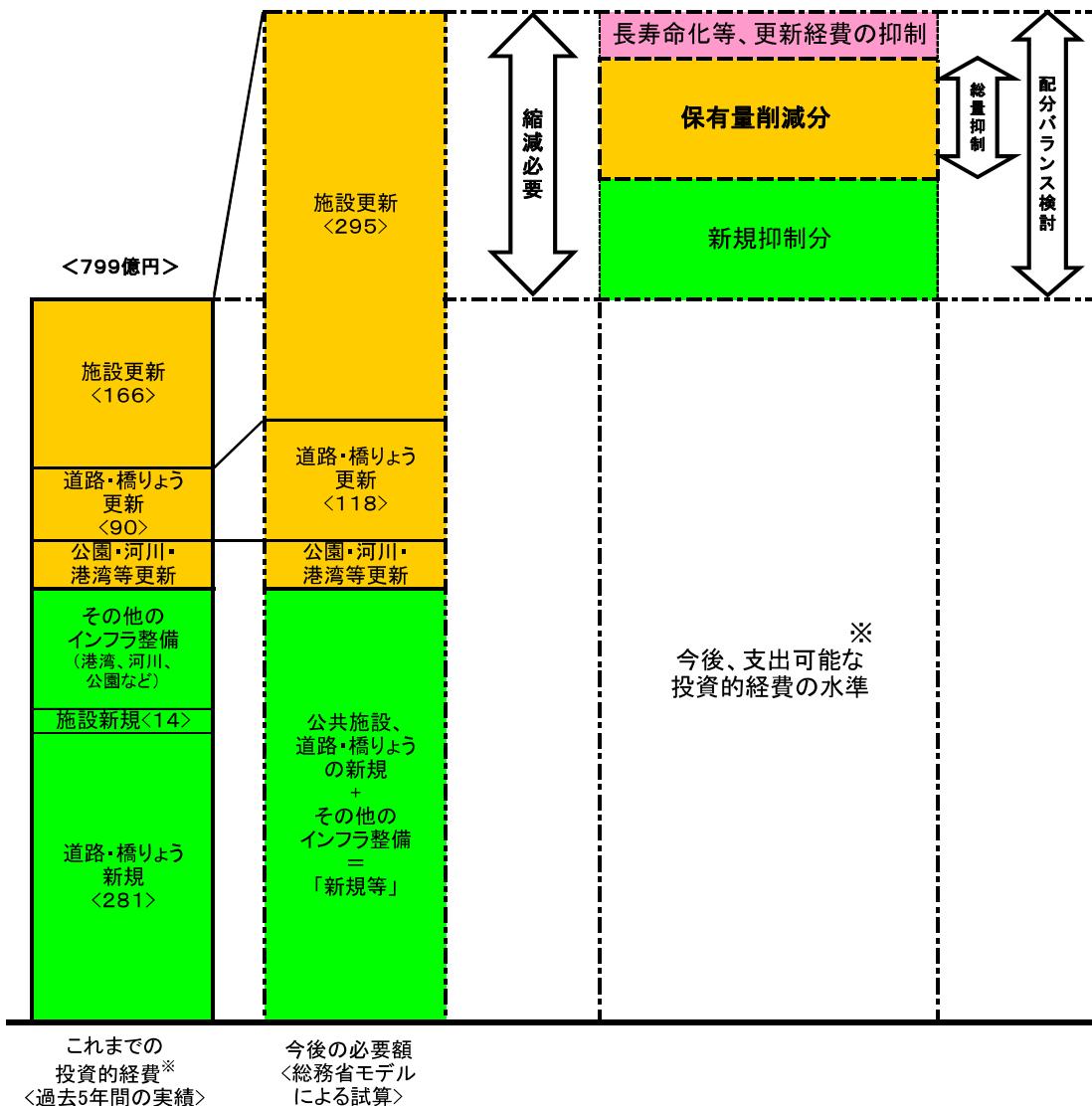
(3) 財政の状況

- ・本市の歳入は自主財源比率が低い。一方、歳出では、人件費、公債費、扶助費といった義務的経費が全体の約半分を占め、扶助費、公債費は増加傾向にある。
- ・都市基盤の整備が一定水準に達したことや、財政の状況から、投資的経費は減少傾向にあり、平成 22 年度の投資的経費は、10 年前のほぼ 3 分の 1 まで減少。

(4) 人口及び高齢化率（生産年齢人口）予測

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市全体の将来人口は平成 42 年に、平成 22 年度の約 98 万人と比較して、18% 減少の約 81 万人となる見込み。
- ・平成 42 年度には、年少人口、生産年齢人口が 25% 減少となる一方で、65 歳以上の高齢人口の割合は 12% 増加することが想定されている。

2 投資的経費の実績と総務省モデル試算による必要額との更新経費のギャップ



※「新規整備」分及び「公園・河川・港湾等更新」分を過去5年間の実績と同額でみた場合

※「これまでの投資的経費」は、あくまでも過去5年間の投資的経費の実績により算出したものであり、今後の財政状況により、これまでと同水準の額を確保できない可能性もある。

II 各論

【市営住宅】

1 現状

(1) 保有量

- ・市全体の保有資産量のうち、**42.3%**
- ・管理戸数33,276戸(421団地)
- ・全世帯数に占める管理戸数は約8%で、政令市トップ
- ・世帯数当たりの管理戸数 ⇒ 政令市平均の1.88倍、県営住宅を含めると1.64倍
- ・借家に住む年収400万円未満世帯に占める割合は26.2%で、第2位
- ・借家に住む年収400万円未満世帯当たりの管理戸数
⇒ 政令市平均の1.67倍、県営住宅を含めると1.45倍
- ・いずれにしても政令市平均を大きく上回っている状況

(2) 市営住宅の規模や設備等

- ・市営住宅は公営住宅法等の規定に基づき整備するもので、住戸の規模や設備について全国的にほぼ同一水準
 - ・1戸当たり居住面積 ⇒ 約52m²(政令市平均並み)
 - ・市営住宅の入居基準や家賃の設定方法についても公営住宅法等で規定されている
 - ・住宅使用料(家賃) ⇒ 平均約1万9千円
 - ・民間家賃との比較 ⇒ 本市の民間家賃の3割程度
- ※ 住宅使用料の算定において、市区町村ごとに立地係数が定められていることから、使用料に多少の地域差はある。

(3) 市営住宅の収支構造

- ・公営住宅法では、事業主体が負担する公営住宅の建設費は国庫補助金及び償却期間にわたって徴収する家賃で賄われる制度設計となっていた。(当初)
※ 家賃=建設費から国庫補助金を控除したものの月割額
- ・平成8年の法改正で家賃については、入居者の収入と住宅から受ける便益により定める方法に改められ、地方負担分が発生することとなった。
※ 地方負担となる部分については交付税措置が講じられている
- ・使用料収入 ⇒ 平均6,531百万円(平成21年度～23年度の三ヵ年平均)
- ・コストカバー率 ⇒ 平成21年度～23年度の三ヵ年ともに、管理運営コストに対するコストカバー率は100%を超えており、各年度に要した建替、維持補修費を含めた費用全体に対する、コストカバー率は約6.6%で、他の市民利用施設と比較すると極めて高い。

(4) 市営住宅の応募状況

- ・約10倍程度だが、実質応募倍率は概ね3.4倍
(人気の高い特定の団地に応募が集中し、落選した市民が毎回応募していること、通常の空家募集枠[抽選]と住宅困窮者枠の併願が可能であることから、見た目上で、その数値が押し上げられている)

(5) 入居者の状況

- ・入居者の所得階層 ⇒ 3人世帯の場合の年間粗収入200万円に満たない世帯が、入居者全体の75%以上、逆に3人世帯の場合の年間粗収入が400万円を超える世帯は、入居者全体の約15%。政令市平均も同様の状況。
- ・世帯人数 ⇒ 戸当たりの入居者数は約2名と政令市平均並み
※現在、入居者の50%以上が入居期間15年末満である。一方、入居期間30年以上の世帯が20%近くを占めているが、平均入居期間については不明である。

(6) 市営住宅を取り巻く情勢

- ・平成27年(2015年)以降、本市の世帯数は減少に転じると推計されている。
- ・国の財政状況も厳しい中、現行の補助制度が今後も維持されるかは不透明。
- ・福祉施策と一体としての推進が求められている。

【学校等（小中学校）】

1 現状

(1) 保有量

- ・市全体の保有資産量のうち、**[25. 6%]** ※学校全体では、26. 9%
- ・人口当たりの学校数 ⇒ 小学校で政令市平均の1.24倍、中学校で1.30倍
- ・一校当たり面積 ⇒ 小学校で約5,800m²、中学校で約7,000m²で、政令市平均並み

(2) 学校規模、児童・生徒数

- ・近年、小・中学校ともに、小規模な学校が増加

	全体		小規模校 (7~11学級)		過小規模校 (6学級以下)	
	S60	H24	S60	H24	S60	H24
小学校	143校	131校	8校 (5. 6%)	24校 (18. 3%)	10校 (7. 0%)	25校 (19. 1%)
中学校	68校	62校	11校 (16. 2%)	28校 (45. 2%)	1校 (1. 5%)	7校 (11. 3%)

※「北九州市学校児童生徒増減対策懇談会」からの意見具申が出された昭和60年との比較

- ・1校当たり児童・生徒数 ⇒ 小学校で政令市平均の0.83倍、中学校で0.82倍

※本市では、国が定める基準や昭和60年の「北九州市学校児童生徒増減対策懇談会」から出された意見具申をもとに、旧市街地の小規模校を中心に学校規模の適正化に取り組んできたが、人口減少や少子化の進行により、市全体で小規模な学校が増加している。

※適正な学校規模の考え方については、文部科学省の定めた基準を参考に各自治体で定めており、小学校については本市と各政令市の考え方には大きな差はないが、中学校については8学級以下を小規模とする政令市が多く、考え方には差がある。

【参考：本市の学校規模適正化の考え方】

指定都市名	適正な学級数		学校規模適正化(小規模校)の考え方
	小学校	中学校	
北九州市	12~24	12~24	<ul style="list-style-type: none"> ・通学距離 小学校 4km以内、中学校 6km以内 ・通学区域 原則1中学校区2小学校を目標に適正化を進める。 ・小規模校:11学級以下 <p>※小規模校を「統合」の対象として、将来的な児童生徒数の推移や地域の開発計画の有無のほか、通学距離や交通事情といった地域性を総合的に勘案しながら、保護者、地域住民の理解と協力のもとに学校規模の適正化を進める。 なお、小・中学校とも統合後の通学距離が、3kmを超える場合は、通学支援を行っている。</p>

【市民・企業利用施設】

1 現状

(1) 保有量

- ・市全体の保有資産量のうち、**15. 0%**
- ・保有総量 ⇒ 人口あたりの施設面積は政令市平均の 1.74 倍
- ・施設分類ごとの保有状況 ⇒ 多くの施設分類で、人口あたりの施設数若しくは施設面積が政令市平均を上回っている。

(2) 配置状況

※ 人口当たり施設数、延床面積、m²当たり利用者数を政令市平均と比較。

※ 詳細分析は、「北九州市の公共施設の現状」のとおり。以下、保有面積の大きい順に記載。

① 集会・コミュニティ施設 (163千m²、市全体の保有資産量のうち**3. 3%**)

- ・市民センター (131施設、約93千m²、約1. 9%)
 - 人口当たり施設数 ⇒ 3倍程度 延床面積 ⇒ 4倍程度
 - m²当たり利用者数 ⇒ ほぼ同程度
- ・生涯学習センター (9施設、約22千m²、約0. 5%)
 - 人口当たり施設数 ⇒ 3. 6倍程度 延床面積 ⇒ 1. 4倍程度
 - m²当たり利用者数 ⇒ ほぼ同程度
- ・年長者いこいの家 (160施設、約7千m²、約0. 1%)
 - 人口当たり施設数 ⇒ 4倍程度 延床面積 ⇒ 2倍程度
 - m²当たり利用者数 ⇒ 1. 2倍程度
- ・男女共同参画施設 (3施設、約15千m²、約0. 3%)
 - 人口当たり施設数 ⇒ 4. 5倍程度 延床面積 ⇒ 3. 4倍程度
 - m²当たり利用者数 ⇒ 7割程度
- ・勤労青少年ホーム (3施設、約4千m²、約0. 1%)
 - 人口当たり施設数 ⇒ 1. 2倍程度 延床面積 ⇒ 1. 4倍程度
 - m²当たり利用者数 ⇒ 9割程度

※保有する1市のみとの比較となっている。

② 産業系施設 (122千m²、市全体の保有資産量のうち**2. 5%**)

- ・学術研究都市関連施設 (14施設、約55千m²、産業系施設の約1. 1%)
 - 産学連携等を通じ、新たな産業の創出、地域産業の高度化を目指し、本市が政策的に設置している施設

③ スポーツ施設（76千m²、市全体の保有資産量のうち1.6%）

- ・体育館（18施設、約52千m²、約1.1%）

人口当たり施設数 ⇒ 2.6倍程度 延床面積 ⇒ 1.6倍程度
m²当たり利用者数 ⇒ 7割程度

- ・武道場（15施設、約12千m²、約0.2%）

人口当たり施設数 ⇒ 5.6倍程度 延床面積 ⇒ 7.7倍程度
m²当たり利用者数 ⇒ 4割程度

- ・屋内プール（4施設、約4千m²、約0.1%）

人口当たり施設数 ⇒ 1.3倍程度 延床面積 ⇒ 8割程度
m²当たり利用者数 ⇒ ほぼ同程度

④ 文化施設（72千m²、市全体の保有資産量のうち1.5%）

- ・芸術劇場、響ホール、市民会館等（7施設、約70千m²、約1.4%）

人口当たり施設数 ⇒ ほぼ同程度 延床面積 ⇒ 1.7倍程度
m²当たり利用者数 ⇒ 5割程度

⑤ その他社会教育施設（46千m²、市全体の保有資産量のうち1.0%）

- ・青少年の家（7施設、約17千m²、約0.3%）

人口当たり施設数 ⇒ 2.4倍程度 延床面積 ⇒ 2.5倍程度
m²当たり利用者数 ⇒ 5割程度

⑥ 幼児・児童施設（44千m²、市全体の保有資産量のうち1.0%）

- ・放課後児童クラブ（128施設、約18千m²、約0.4%）

人口当たり施設数 ⇒ ほぼ同程度 延床面積 ⇒ 2倍程度
m²当たり利用者数 ⇒ 7割程度
※データが得られた1市ののみとの比較となっている。

- ・児童館（42施設、約14千m²、約0.3%）

人口当たり施設数 ⇒ 9割程度 延床面積 ⇒ 8割程度
m²当たり利用者数 ⇒ ほぼ同程度

⑦ 障害福祉施設（39千m²、市全体の保有資産量のうち0.8%）

- ・障害者施設（障害者地域活動センター、工芸舎等）（18施設、20千m²、約0.4%）
障害者自立支援法による生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援等の障害福祉サービスを提供する施設

※第一次答申において、今後の取り組みの方向性を明示済み

⑧ その他保健福祉施設（33千m²、市全体の保有資産量のうちO. 7%）

- ・総合保健福祉センター（1施設、約18千m²、約O. 4%）

保健・医療・福祉における中核施設として、医療機関や民間団体との連携により、当該サービスの一体的な提供について専門的・技術的に支援する本市独自の施設

- ・ウェルとばた（福祉会館）（1施設、約11千m²、約O. 2%）

主に民間の地域福祉活動の拠点として、活動の場を提供している、本市独自の施設

⑨ 博物館等（29千m²、市全体の保有資産量のうちO. 6%）

- ・自然史・歴史博物館（1施設、約17千m²、約O. 3%）

人口当たり施設数 ⇒ 5割程度 延床面積 ⇒ 1. 8倍程度

m²当たり利用者数 ⇒ ほぼ同程度

- ・美術館（2施設、約12千m²、約O. 2%）

人口当たり施設数 ⇒ 3倍程度 延床面積 ⇒ 1. 6倍程度

m²当たり利用者数 ⇒ ほぼ同程度

⑩ 児童福祉施設（24千m²、市全体の保有資産量のうちO. 5%）

- ・総合療育センター（1施設、約13千m²、約O. 3%）

障害のある児童の療育の拠点として、障害のある児童の早期発見・支援、障害の程度に応じた療育訓練、相談体制の充実など様々な取り組みを行う、本市独自の施設

⑪ 観光施設（24千m²、市全体の保有資産量のうちO. 5%）

- ・門司港レトロ地区観光施設（7施設、約13千m²、約O. 3%）

観光資源に乏しい本市の観光振興の中核施設群である。点在する歴史的建造物をネットワーク化し、「門司港レトロ」というテーマに沿った統一的な街並み形成を進めた本市独自の施設

⑫ 図書館（16千m²、市全体の保有資産量のうちO. 3%）

- ・中央図書館、地区館、分館（17施設、約16千m²、約O. 3%）

人口当たり施設数 ⇒ 2倍程度 延床面積 ⇒ ほぼ同程度

m²当たり貸出者数 ⇒ 6割程度

III 実効性を持たせるマネジメント体制

1 現状

(1) 実施体制

- ・本市には、公共施設のマネジメントを推進するための庁内横断組織は設置されていない。

(2) 公共施設設置に当たってのチェック体制

- ・市の支出が 10 億円以上となる公共施設（道路等インフラを含む）の設置に当たっては、事前に評価を実施（10 億円以上 50 億円未満は内部評価、50 億円以上は外部評価）